

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料を改定します

▶高齢者支援課 ☎042-420-2814

高齢化の進展による介護給付費の増加、介護保険制度改正への対応、国の介護報酬改定などを踏まえ、第8期介護保険事業計画の中で令和3年度から5年度の第1号被保険者の介護保険料を新たに算定しましたのでお知らせします。

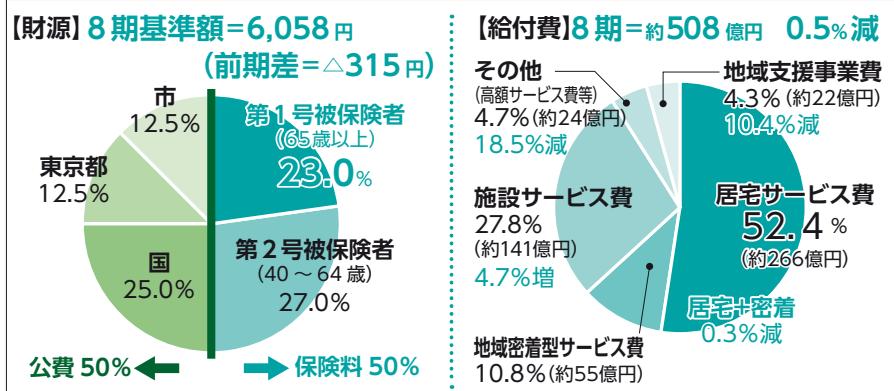
財源構成

介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料(介護給付費交付金)、国、都、市の負担金により構成されます。第8期では第7期と同じく、第1号被保険者の負担割合は23.0%に、第2号被保険者の負担割合は27.0%になります。

介護保険の給付費の見込み

介護保険のサービスは、ホームヘルプサービス(訪問介護)やデイサービス(通所介護)などの在宅の方へのサービス(居宅サービス費・地域密着型サービス費)と特別養護老人ホームなどの施設に入所されている方へのサービスで主に構成されています。第8期では、高齢化の進展などに伴い、給付費が約508億円になると見込んでいます。

介護保険の財源と給付費の内訳(第8期)(令和3年度~令和5年度)



第1号被保険者介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護サービスの利用に係る介護給付費や地域支援事業費等に必要費用のうち、23%をご負担いただくことになります。

①保険料段階については、基準額に対する保険料の負担割合および第9段階以上の多段階設定が各自治体の裁量で決定されます。そのため、第8期でも引き続き、第7期と同様の所得段階に設定しました。

②介護給付費準備基金については、高齢化の進展による介護認定者数、利用者数の増加を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症が市民生活にもたらす影響などを考慮し、必要な繰入を行い、介護保険料の上昇抑制を図りました。

上記の基本的考え方をもとに、算出した結果、第8期(令和3年度から5年度)保険料基準月額を、6,058円としました。この基準月額をもとに所得段階ごとの保険料額を決めています。

なお、令和3年度介護保険料納入通知書は、7月中旬の送付を予定しています。

第8期 介護保険 所得段階別保険料(新)

段階	対象者	保険料率	保険料	
			月額	年額
第1段階 ※①~③のいずれかに該当する方	①生活保護を受給している方	0.28	1,697円	20,300円
	②高齢福祉年金を受給している方			
第2段階	本人の課税対象となる前年の年金収入と合計所得金額の合計が	0.39	2,363円	28,300円
第3段階	第1・2段階のいずれにも該当しない方	0.62	3,756円	45,000円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税で、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が	0.88	5,332円	63,900円
第5段階	80万円より高い方	1.00	6,058円(基準額)	72,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	1.15	6,967円	83,600円
第7段階		1.25	7,573円	90,800円
第8段階		1.50	9,087円	109,000円
第9段階		1.65	9,996円	119,900円
第10段階		1.75	10,602円	127,200円
第11段階		1.80	10,905円	130,800円
第12段階		1.85	11,208円	134,400円
第13段階		1.90	11,511円	138,100円
第14段階		1.95	11,814円	141,700円
第15段階		2.00	12,116円	145,300円
第16段階		2.20	13,328円	159,900円
第17段階		2.30	13,934円	167,200円

※介護保険料は、毎年4月1日を基準日として賦課します。令和3年度の介護保険料は前年(令和2年1月1日から12月31日まで)の合計所得金額で算定します。
 ※合計所得金額とは、繰越損失控除前の総所得金額、短期・長期譲渡所得、退職所得金額および山林所得金額の合計額(平成30年度からは短期・長期譲渡所得については特別控除の金額を差し引いた額)です。なお、平成30年度税制改正の影響が生じないよう控除を行っています。
 ※第1~第5段階の合計所得金額は年金収入に係る所得金額を差し引いた額となります。
 ※第1~第3段階までの保険料率は、低所得者対策の強化により保険料が軽減されています。
 ※保険料額は年額で決定するため、月額はあくまでも目安であり、実際の徴収額とは異なります。
 ※国の定める基準所得金額の一部変更に伴い、第7段階から第9段階までの間を区分する合計所得金額を変更しました。

女性相談 悩みなんでも相談(予約制)をご利用ください

日々の暮らしの中でのご自身のこと、家族のこと、職場や学校での人間関係、パートナーの暴力などで不安を感じて「どうしていいかわからない」というときは、一人で悩まず、まずは相談してください。対面による相談ですが、来所が難しい方は予約時にお申し出ください。
 ▶男女平等推進センター ☎042-439-0075

- ☐相談場所 (火)・(水)を除く
- 男女平等推進センターパリティ ※平日午前10時~午後4時(休)は午後8時^{※c)}
 - 田無庁舎2階(出張相談) ※(月)~(水) 午前10時~正午(第4)
- ☐予約受付 ☎042-439-0075
- ☐予約受付時間 平日午前9時~午後5時(休)のみ 午後8時^{※c)} ※年末年始・(祝)を除く

消費生活相談 Q&A

宅配業者を装ったショートメッセージに注意!

「荷物をお届けに上がりましたが不在のため持ち帰りました」との文言とURLがショートメッセージ(以下SMS)で届いた。添付のURLをタップし、個人情報を入力したところ、翌月の通信料が跳ね上がった。確認すると8万円分の電子マネーがキャリア決済されていることが分かった。

URLをタップしたことにより、フィッシングサイトなどの偽サイトに誘導され、キャリア決済につながるIDやパスワードを入力してしまった可能性があります。

他にも、不正なアプリのインストールを促された結果、同じ内容のSMSが自身のスマホから不特定多数に送信されてしまい、高額な通信料を請求されたという相談もあります。

不正なアプリをインストールした場合は、スマホを機内モードに設定した後、アンインストールします。また、IDなどのアカウント情報を入力した場合は、すぐに変更しましょう。

今回の場合は、キャリア決済を利用されており、限度額を必要最小限に設定しておくことで被害を抑えることができます。

SMSは携帯番号さえ分かればメッセージを送受信できる便利なサービスです。しかし、11桁の数字の組み合わせに過ぎないため、機械的に大量の番号を組成することが可能です。悪質な事業者は、組成した番号を一斉送信しているとされており注意が必要です。宅配業者を装ったSMSに限らず、SMSで届いたメッセージには安易に反応しないようにしましょう。詳細は消費者センターまでお問い合わせください。
 ▶消費者センター ☎042-462-1100

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	(月)~(金) 午前8時30分~午後5時

■専門相談(申込制) ※1枠30分

専門相談は、広く市民の皆さんにご利用いただくためのもので、専門家が一緒に解決の糸口を探すものです。

新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、電話または対面での相談を行っています。なお、今後の状況によって、相談方法の変更や相談休止となる可能性がありますので、最新の情報はお問い合わせください。

☐申込開始 6月18日(金)午前8時30分(★印は、6月4日から受付中)

☐申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話

※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

☑市民相談室 ☎042-460-9805

内容	相談方法	日時
法律相談	電話・対面	7月2日(金)・8日(水)・9日(金)午前9時~正午
		7月6日(火)・7日(水)午後1時30分~4時30分
交通事故相談	電話・対面	★6月22日(火) 午前9時~11時30分
		7月1日(水) 午後1時30分~4時
税務相談	電話・対面	7月1日(水)・14日(水) 午前9時~正午
		7月8日(水) 午後1時30分~4時30分
不動産相談	電話・対面	7月30日(金) 午前9時~正午
		7月7日(水) 午前9時~正午
登記相談	電話	7月15日(水) 午後1時30分~4時30分
		7月15日(水) 午後1時30分~4時30分
表示登記相談	電話・対面	7月15日(水) 午後1時30分~4時30分
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	電話・対面	8月16日(月) 午後1時30分~4時30分
行政相談	電話	★7月14日(水) 午後1時30分~4時30分
相続・遺言・成年後見等手続相談	電話・対面	★7月9日(金) 午後1時30分~4時30分